



# JR東労組仙台地本 FAXニュース

2018年 4月13日

NO. 69

発行: 仙台地本教宣部

## 第35回臨時大会審議内容について

12日開催の第35回臨時大会において2点の修正動議が提出され、賛成多数で確認されました。

### 1、脱退に伴うJR東労組規約の改正についての動議

【内容】規約第38条2項「地方区選出の中央委員は、組合員数700名につき1名とし、端数は350名につき1名を加える。

↓

規約第38条2項「地方区選出の中央委員は、各地方本部の基礎数を3名とし、組合員数700名につき1名を加え、端数は350名につき1名を加える。

【理由】組合員の脱退に伴い、多数の脱退が発生している地方の組合員の意見を組織に反映させる体制を確保するため。

【議決結果】※出席代議員の直接無記名投票による結果

反対 92票 棄権 2票 賛成 138票 無効1票

### 2、運動方針に対する修正動議

【内容】Ⅲ. 具体的取り組みの3項

3、不当労働行為については、12地本の統一闘争へと高めていくために、職場のたたかいを基礎に、団体交渉を精力的に行い、その後に第三者機関の活用、推薦議員への要請などを行う

↓

3、不当労働行為については、12地本の統一闘争へと高めていくために、職場のたたかいを基礎に、団体交渉を精力的に行う。そのために各労働委員会への不当労働行為救済申し立てについては、一旦取り下げる

【理由】第三者機関の活用に至っては、これまで中央本部へ上申した上で活用されてきたが、今回の各労働委員会への不当労働行為救済申し立ては、中央本部への相談や承認もないままに行われており、組織内に確立した慣習、慣例を逸脱したものである。このような行為は、労使関係を崩壊させかねない事態であり、会社に労働協約を破壊する口実を与えかねない事態であり看過できない。

【議決結果】※出席代議員の挙手による結果

反対 96名 棄権 0名 賛成 135名 無効2名

**規約第38条2項の改正**  
**不当労働行為救済申し立ては一旦取り下げる**  
以上の2点について賛成多数で可決されました